

随意契約理由書

件名	デュオこうべ浜の手可動シェル整備業務	
契約の相手方	川重ファシリテック株式会社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>本件の業務対象である可動シェルは、デュオこうべ浜の手における排煙設備として設置されている。本件は、可動シェルのカムフォロアを全数交換し、不具合の解消を図るものである。当該可動シェルは川重ファシリテック株式会社が設計・施工を行っており、メンテナンスも行っている。可動シェルのような特殊設備の整備においては、製造業者しか知り得ない設計図書等が必要となる。また、可動屋根は防災計画上の排煙機能を担っている重要な設備であり、その整備は製造メーカーである同社しかなしえない。以上の理由により、上記請負人候補と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	都市局市街地整備部市街地整備課推進係	(電話番号952-4729)